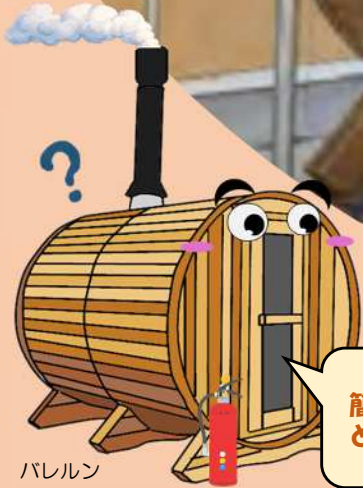


京都市火災予防条例に 簡易サウナ設備の基準を 決めました（令和8年3月31日施行）



バレルン

簡易サウナ設備って
どんなもの？

屋外等に設置される
テント型やバレル型のサウナに
設置される放熱設備で、定格出力が
6kW以下のものであり、かつ、
まき又は電気を熱源とするものを
簡易サウナ設備と言うんじやよ。



テントはかせ

画像出典：総務省消防庁ホームページ
「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書（第1版）」
(https://www.fdma.go.jp/sing_kento/kyoto/post-154.html)

簡易サウナ設備の基準のポイントは？

離隔距離

放熱設備は、周囲の可燃性の物品等から火災予防上安全な距離を保つ必要があります。

安全装置

温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断する安全装置が必要です。ただし、「まき」を熱源とするものは、その付近に消火器を設置することで安全装置の設置が不要となります。

届出

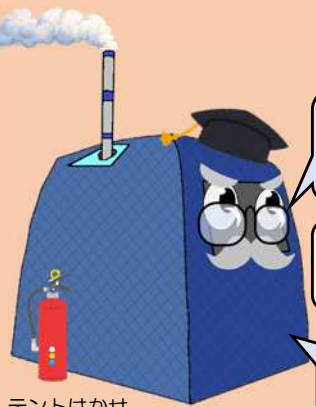
簡易サウナ設備の設置に当たっては、事前（工事の5日前まで）に消防機関への届出が必要です。（個人が設けるものを除く。）

詳しくは **京都市火災予防条例 第8条の2** を確認するのじゃ。

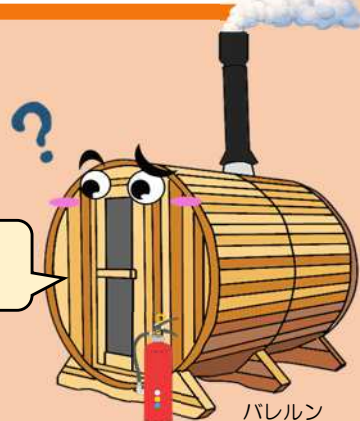


へー 基準が色々あるんだね。
ねえはかせ、**火災予防条例以外の基準は確認しなくていいの？**

バレルン、とても良い質問じゃ。
次の内容についても確認するんじやぞ。



テントはかせ



バレルン

業として簡易サウナ設備を設置する場合は、原則として、**公衆浴場法**の許可が必要です。事前に**保健福祉局医療衛生センター**にてご確認ください。

北区・上京区・左京区・東山区
中京区・下京区
山科区・南区・伏見区
西京区・右京区

Tel 075-746-7211
Tel 075-746-7212
Tel 075-746-7213
Tel 075-746-7214



テントやバレルは、**建築基準法**が適用される場合があります。事前に**都市計画局建築指導部建築審査課**にてご確認ください。

都市計画局建築指導部建築審査課 075-222-3616



発行/令和8年3月
予防部指導課
075-212-6924

【簡易サウナ設備に関するご相談は **最寄りの消防署** 又は **消防指導センター** まで】

↓ **消防指導センター** の連絡先はこちら ↓

左京区・下京区 …075-212-6925 北区・上京区・伏見区 …075-212-6926
中京区・山科区・右京区 …075-212-6927 東山区・南区・西京区 …075-212-6928